

第 28 号議案

足立区介護保険条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区介護保険条例等の一部を改正する条例

(足立区介護保険条例の一部改正)

第 1 条 足立区介護保険条例（平成 12 年足立区条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 13 号を第 14 号とし、第 12 号を第 13 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(12) 高額医療合算介護サービス費の支給

第 7 条中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(10) 高額医療合算介護予防サービス費の支給

第 10 条第 3 項中「及び老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 46 条の 18 第 1 項に規定する老人保健計画」を削る。

(足立区介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 足立区介護保険条例の一部を改正する条例（平成 18 年足立区条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 条の見出し中「平成 18 年度及び平成 19 年度」を「平成 18 年度、平成 19 年度及び平成 20 年度」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 365 号）による改正後の改正令附則第 4 条第 1 項第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 20 年度の保険料率

は、新条例第12条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新条例第12条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されていないものとした場合、新条例第12条第1号から第3号までのいずれかに該当するもの 4万6,680円

(2) 新条例第12条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されていないものとした場合、新条例第12条第1号から第4号までのいずれかに該当するもの 5万7,720円

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(提案理由)

保険料の激変緩和措置を延長するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。